

毒物劇物販売業者のしおり

堺市保健所 保健医療薬務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7582

FAX 072-222-1406

ホームページにて、毒劇物に係る法令・通知等の情報を掲載しています。

堺市 毒物劇物業務



(令和8年2月改訂)

－ はじめに －

毒物・劇物は、工業薬品、農薬、試薬、塗料などとして我々の社会生活上いろいろな分野において広く用いられていますが、その取り扱いを誤ると人々に重大な危害を及ぼす恐れがあります。

そこで、毒物・劇物についての正しい知識を身につけ、危害防止を図るという観点から、毒物劇物の流通・取り扱いについて、特に注意して頂きたい事項を取りまとめましたので、適正な取り扱いの指針としてください。

－ 目 次 －

1. 毒物・劇物とは
2. 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者
3. 申請・届出の手続きについて
4. 譲渡手続きについて
5. 交付について
6. S D Sについて
7. 毒物劇物取扱責任者の業務について
8. 貯蔵について
9. 運搬について
10. 廃棄について
11. 事故の際の措置について

1 毒物・劇物とは

毒物・劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条に定められた物をいいますが、一般的には毒性を有する物を「毒物」、劇性を有する物を「劇物」といい、市販されている製品にはその容器及び被包に「医薬用外毒物」あるいは「医薬用外劇物」の文字が表示されています。

2 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者

毒 物 劇 物 営 業 者	製造業者 輸入業者 販売業者	毒物・劇物を製造する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を輸入する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を販売する者（堺市は市長の登録が必要） (一般・農業用品目・特定品目／オーダー販売業) ◎ <u>オーダー販売業とは</u> 毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに販売業の登録（一般・農業用品目・特定品目）が必要ですが、そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といい、登録票に「オーダー」と明記しています。 毒物・劇物を直接取り扱わないという条件ですので、店舗などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運搬の手配をすることはできません。 なお、専任の毒物劇物取扱責任者を設置する必要はありませんが、毒物・劇物の販売、授与について、適切に管理できるように、必ず担当者を定めてください。
	届出を要する者 (法第22条第1項)	次の事業を行う者（いずれも堺市は市長に届出が必要） ① 無機シアン化合物を使用して電気めっき業を行う者 ② 無機シアン化合物を使用して金属熱処理業を行う者 ③ 政令に掲げるものを、最大積載量が5トン以上の自動車、若しくは被牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積が1000㍑以上（四アルキル鉛のみ200㍑以上）の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者 ④ ヒ素化合物を使用して、しろありの防除を行う者
毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	届出を要しない者 (法第22条第5項)	厚生労働省令で定めるすべての毒物・劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者以外の者（工場、事業所、研究所、学校など）
		特定毒物使用者（品目等により知事の指定が必要）
そ の 他		特定毒物研究者（堺市は市長の許可が必要）

3 申請・届出の手続きについて

登録の有効期間は6年間です。

登録票に書かれている有効期限の1か月前までに更新手続きをしてください。

有効期限が切れたまま営業を行うと無登録販売となりますので、注意してください。

なお、次の場合は新たに登録を受けなおす必要があります。

- ① 店舗が移転した場合（同一ビル館（他法令で同一ビルとみなす場合を含む。）内同一階における平行移動、及びオーダー販売業での同一ビル階層移転は除く。）
- ② 店舗の全面的な改築を行った場合
- ③ 経営者が変わった場合（法人化等を含む。）
- ④ 登録の種類が変わった場合（農業用品目 ⇔ 一般 ⇔ 特定品目など）

* 店舗の廃止について

毒物又は劇物の販売業務を行わなくなった時は、30日以内に廃止届を提出してください。

* 変更届について

- ① 経営者の氏名又は住所
- ② 店舗の貯蔵、運搬設備等構造設備の主要部分
- ③ 店舗の名称
- ④ 毒物劇物取扱責任者
- ⑤ 店舗の同一ビル館内同一階における平行移動（オーダー販売業においては同一ビル館内の階層移転も含む）

上記の時は、30日以内に変更届を提出してください。

* オーダー販売業者で毒物又は劇物を直接取り扱うようになった場合

- (1) 毒物又は劇物が保管できる、かぎのかかる専用の貯蔵設備を設け、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示してください。
- (2) 毒物及び劇物取締法第8条に定められている毒物劇物取扱責任者の資格のある人を店舗に勤務させ、危害防止に当たらせてください。
- (3) 毒物又は劇物を直接取り扱うようになってから30日以内に登録票を持参のうえ変更届（構造設備及び販売方法の変更）及び毒物劇物取扱責任者設置届を提出してください。

4 譲渡手続きについて

毒物又は劇物の販売又は授与に際しては、譲渡相手が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けている者(以下「毒物劇物営業者」という。)か否かを確認し、毒物劇物営業者に販売・授与した場合には下記(1)により、毒物劇物営業者以外に販売・授与した場合には下記(2)により、その都度譲渡手続きを行ってください。

(1) 毒物劇物営業者に販売・授与した場合

販売・授与の都度、譲渡人は下記(①から③)の事項を書面(電磁的記録方法を含む)に記載し、販売・授与の日から5年間保存してください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所

(2) 毒物劇物営業者以外の者に販売・授与した場合

販売・授与の都度、譲受人から下記(①から③)の事項を記載し、押印*又は署名**した書面(下記記載例参照)の提出を事前に受け、販売・授与の日から5年間保存してください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名(押印又は署名)、職業及び住所

*押印は、譲受人個人の認印（法人の場合は譲り受けた担当者の認印）とし、受領印や社印等ではありません。

**署名は、フルネーム（氏名）で記載してください。

- ◎ 毒物劇物営業者は(1)、(2)の書面を必ず登録を受けた営業所で保存してください。
- ◎ 毒物劇物営業者は(2)の場合、譲受書の提出を受けなければ毒物又は劇物を販売・授与してはいけません。
- ◎ 譲受人の氏名、職業及び住所については、常時取引関係を有する法人への販売・授与であっても、例えば毒物又は劇物を店頭で受け渡す場合など、当該法人の所在地外の場所で販売・授与する際には、必要に応じて毒物又は劇物を受け取る者が当該法人に所属していることを身分証明書等により確認してください。
- ◎ 譲受書の記載の不備等を契機に、顧客に不審な動向が認められた場合には、交付を受ける者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）により必ずその者の身元を確認とともに、使用目的、使用場所等の聴取を行ってください。また、譲受人の職業等から使用目的に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等については警察に通報してください。
- ◎ 特に、劇物に指定されているタリウム化合物である硫酸タリウム、酢酸タリウム及び硝酸タリウムについては、少量でも致死的な毒性を有することから、上記対応を徹底してください。

(記載例)

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	塩酸
	数量	500ml×1本
販売又は授与の年月日		○年△月□日
譲受人(注1)	氏名	堺花子 
	職業	主婦
	住所	堺市堺区南瓦町3-1
備考(注2)		使用目的:洗浄など

(注1) 「譲受人」欄には、法人にあってはその名称、及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(注2) 「備考」欄には、使用目的を記載してください。

5 交付について

- (1) 18歳に満たない者及び取り扱いに不安のある者等へは毒物・劇物を交付してはいけません。(交付を受ける者が代理人である場合も同様)
- (2) 毒物又は劇物を販売又は授与する場合は「4 譲渡手続きについて」の内容を遵守とともに、交付を受ける者又は法人の事業等について十分確認を行い、毒物・劇物の使用目的及び使用量が適切であるか確認してください。
- (3) 引火性、発火性又は爆発性のある毒物・劇物の交付にあたっては、次の点にも注意してください。

① 被交付者の氏名・住所の確認

常時取引関係にある者以外に交付するときは、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保健被保険者証等の提示を受け、その氏名及び住所を確認した後、交付してください。

② 確認事項の記録と保存

帳簿を備え、①による確認をしたときは、次に掲げる事項を当該帳簿に記載し、最終の記載の日から5年間保存してください。

○交付した毒物又は劇物の名称

○交付の年月日

○交付を受けた者の氏名及び住所

なお、引火性、発火性又は爆発性のある毒物・劇物は、次のとおりです。(令第32条の3)

○亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(30%以上のものに限る)

○塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(35%以上のものに限る)

○ナトリウム ○ピクリン酸

6 SDS(安全データシート : Safety Data Sheet)について

毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。

(1) 情報提供の対象

◆ 毒物及び劇物を販売し、又は授与する場合

ただし、次の場合は販売、授与の度に情報の提供は必要ありません。

- ① 同一人に対し毒物又は劇物を継続反復して販売し、又は授与するとき、既にそれらの性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合
- ② 1回につき 200 mg以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- ③ 液体状の住宅用洗浄剤で塩化水素又は硫酸を含有する製剤及び衣料用の防虫剤でDDVPを含有する製剤を一般消費者に対して販売し、又は授与する場合
- ◆ 情報の内容に変更があった場合

変更後の毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければなりません。

(2) 情報提供の方法

- ◆ 次のいずれかの方法により邦文で行わなければなりませんが、単位又は製品名、外国の機関名、外国文献名等の記号又は固有名詞等については邦文中に日本語表記以外のものを含んでいても差し支えありません。
 - ① 文書（毒物劇物の情報をまとめた冊子を含む）の交付
 - ② 電磁的記録媒体の交付
 - ③ 電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）を伝達し閲覧を求めること

(3) 情報の内容

- ア) 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- イ) 毒物又は劇物の別
- ウ) 名称並びに成分及びその含量
- エ) 応急処置
- オ) 火災時の措置
- カ) 漏出時の措置
- キ) 取扱い及び保管上の注意
- ク) 暴露の防止及び保護のための措置
- ケ) 物理的及び化学的性質
- コ) 安定性及び反応性
- サ) 毒性に関する情報
- シ) 廃棄上の注意
- ス) 輸送上の注意

7 毒物劇物取扱責任者の業務について

毒物劇物販売業者は毒物又は劇物を直接に取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、適正に管理させるとともに、「危害防止規定」や「盜難等防止規定」を作成して、毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止に当たらせてください。

* 毒物劇物危害防止規定・盜難等防止規定

- 事業所において取り扱われる毒劇物の種類・量・取扱方法の様態に応じ、具体的で詳細な内容のものを文書で作成してください。
- 以下にあげる基本的な事項及びそれを具体的に実施するための細則を定めてください。

○危害防止規定

- (1) 毒劇物の貯蔵、取扱い、設備の点検及び事故時の対応等を行う者の職務及び組織に関する事項
- (2) 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項
- (3) 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の点検の方法に関する事項
- (4) 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の整備または補修に関する事項
- (5) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- (6) 毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- (7) その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

○盜難防止規定

- (1) 盗難・紛失を防止するための措置として設備に関する事項
- (2) 鍵の管理に関する事項（合鍵の数の確認・鍵の管理者の設置等）
- (3) 毒劇物の払い出しや在庫管理に関する事項
- (4) 盗難、紛失発生時の警察署、保健所への届出等の手続きに関する事項

- ・毒劇物の危害防止対策は、各事業所で扱っている毒劇物の種類・数量によって異なるため、各事業所の実情に応じた対策をあらかじめ策定し、職員に周知させておく必要があります。
- ・「危害防止規定」と「盜難防止規定」は1つの文書として作成してもかまいません。

8 貯蔵について

- (1)貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設としてください。
 - (2)貯蔵する場所は、盜難防止のため敷地境界から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じてください。
 - (3)貯蔵する場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を表示してください。
 - (4)貯蔵容器及び貯蔵施設は、毒物劇物の飛散、漏出、流出、又は地下浸透を防止できるものにしてください。
- (注) i) 固体以外の毒物・劇物の貯蔵に関する構造・設備等については、別途基準が設けられています。
ii) 他の法律（消防法、高圧ガス保安法等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

9 運搬について

- (1)毒物又は劇物を運搬する際にはふた又は弁等により密閉された容器で積載し、運搬途中で落下、転倒又は破損などによる飛散、流出等の事故が発生しないよう十分注意してください。
 - (2)1回の運搬につき1トンを超えた毒物又は劇物を運搬業者に依頼する場合は、あらかじめ運搬業者に①毒物又は劇物の名称②成分③含量④数量⑤事故の際の応急措置方法を記載した書面を交付してください。
 - (3)運搬時の事故により毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードを備えてください。
- (注) i) 毒物又は劇物の運搬容器については、別途基準が設けられています。
ii) 他の法律（消防法、高圧ガス保安法等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

*貯蔵・運搬を他の業者に依頼する場合

- (1)貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をさせ、それらのことを確認してください。
- (2)毒物又は劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出や報告をさせ、それらのことを確認してください。
- (3)毒物又は劇物が盜難・紛失にあった場合には、「盜難等防止規定」に基づき、設備の改善を講じさせ、必要な届出や報告をさせ、それらのことを確認してください。

(イエロー・カード記載例)

品名	アクリロニトリル
該当法規対応	消防法 危険物第4類 引火性液体 毒物及び劇物取締法 効物 高圧ガス取締法
危険有害性・特性	液体・爆発物・可燃性 有毒ガス発生 目・皮膚に触れると危険 河川への流入注意
事故発生時の応急措置	①車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみをさけ、できるだけ交通の障害にならないような場所に移動し、エンジンを停止する) ②事故の発生を大声で告げ、消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。 ③火気厳禁です、エンジンの熱や火花は着火源になる。 ④保護具を着用し、漏れ止め・回収又は消火を行う。
緊急通報	(消防署)119 (警察署)110 ○いつ・どこで・なにが・どうした・ケガ人は・自分の氏名は、等
緊急連絡	(荷送会社)社名・所在地・連絡先 (運送会社)社名・所在地・連絡先
災害拡大防止処置	漏洩とき ①有毒ガス発生、引火・爆発の可能性があるので、必ず保護具を着用して風上で作業する。 ②付近への流出拡大防止のため、周囲を土砂で囲い、砂、土砂、吸着マット等に吸着させ、空容器に回収する。 ③回収後、多量の水で洗い流す。ただし、直接河川、用水路には流さない。 引火・発火したとき ①有毒ガスが発生するので、必ず保護具を着用する。 ②爆発の可能性があるので、付近の住民を安全な場所に避難させる。 ③消火する場合は、水噴射を用いて消火する。容器が加熱されている場合は、爆発防止のために、散水して容器を冷却する。 救急措置 ①皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせて、多量の水で十分に洗う。 ②吸入した場合は、直ちに新鮮な空気の場所に移し、安静・保温に保ち、呼吸困難な場合や呼吸が停止している場合は、人工呼吸を行う。 ③眼に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗う。 ④患者が発生した場合は、もよりの病院へ運ぶ。
特記事項	・皮膚に触れた場合は薬傷をおこす。 ・眼に入った場合には結膜炎を起こす。
保護具	保護手袋・保護長靴・保護衣・保護メガネ・防毒マスク
参考資料	製品安全データシート(SDS)等

出典 平成8年5月13日 薬安第55号 厚生省薬務局安全課長通知
毒物及び劇物取締法第16条及び第16条の2の規定に基づく
「応急措置」の内容を記載した書面に関する取扱いについて

10 廃棄について

- (1)不要となった毒物又は劇物は、自己の責任のもと、すみやかに廃棄してください。
- (2)不要となった毒物又は劇物を廃棄する場合は、中和、希釈等適切な処理をし、保健衛生上の危害を生じないよう十分配慮してください。
- (3)廃棄の内容について記録してください。
- (4)廃棄を廃棄物処理業者等に委託する場合であっても、適切な処理がなされるよう注意してください。

(注) i)毒物・劇物の廃棄の方法については、別途基準が設けられています。

ii)他の法律（水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

11 事故の際の措置について

- (1)毒物又は劇物による事故を起こし、保健衛生上の危害を生じるおそれのある時は、すみやかに消防機関、警察署又は保健所に連絡をとるとともに応急の措置を講じてください。
- (2)毒物又は劇物が盗難にあったり紛失したりしたときは、すみやかに警察署に届け出してください。

(注) i)毒物又は劇物の運搬事故時における応急措置については別途基準が設けられています。

ii)これらの事故がおきた場合には、堺市保健所保健医療薬務課にも報告願います。

*参考図書

毒物及び劇物取締法令集	薬務公報社刊
毒物劇物取締法事項別例規集	薬務公報社刊
最新毒物劇物取扱いの手引	時事通信社刊
毒劇物基準関係通知集	薬務公報社刊
毒物劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準の手引	薬務公報社刊
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の手引き	薬務公報社刊

申請・届出の手続き

項目	要点	必要書類(◎:申請・届出用紙、○:添付書類)
事前に申請	<ul style="list-style-type: none"> 新しく始められる方 更新忘れ 経営者変更 移転 全面改築 業種変更(各業種間の変更〔農業用品目、一般、特定品目〕) 組織変更(個人から法人、法人から個人) 	<p>◎毒物劇物販売業登録申請書 ○店舗平面図 ◎*毒物劇物取扱責任者設置届 ○*雇用契約書の写し又は使用関係証書(法人の役員の場合は、誓約書) ○*取扱責任者の診断書(発行日から3ヶ月以内) ○*貯蔵設備の概要図 ○*責任者の資格を証する書類 手数料: 14,700 円</p> <p>●オーダー販売業(毒物劇物(サンプルを含む)の貯蔵・陳列並びに運搬等の取扱いを全く行わない販売業をいう。(以下「オーダー」という。)) オーダーの登録の場合、取扱責任者及び保管庫の設置の必要がないため、*の書類は必要ありません。</p>
	更新登録申請 6年毎の更新【有効期間6年】 有効期限の1ヶ月前までに申請	<p>◎毒物劇物販売業登録更新申請書 ○登録票原本 手数料: 6,400 円</p>
事後に届出・申請	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の氏名 店舗の名称 	<p>◎登録票書換え交付申請書 ○変更前後の内容のわかる書類(変更届の項目を参照) ○登録票原本 手数料: 2,400 円</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示に関する法律等に基づき、住居表示変更等が生じた場合(更新時期までに登録票の書換えを希望する場合) 	<p>◎登録票書換え交付申請書 ○登録票原本</p>
登録票再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 登録票を破損、汚損したとき 登録票を紛失したとき 	<p>◎登録票再交付申請書 ○登録票原本・・破損、汚損の場合 ○紛失理由書・・紛失の場合 手数料: 4,000 円</p>
毒物劇物取扱責任者の変更届	変更後30日以内に提出	<p>◎毒物劇物取扱責任者変更届 ○資格を証する書類(下記A, B, Cのいずれか) A. 薬剤師免許証 B. 化学関係学校卒業者は、卒業証明書又は卒業証書 <small>*単位取得証明書の提出が必要となる場合があります。</small> C. 試験合格者は合格証 ○診断書(発行日から3ヶ月以内) <small>【診断事項】・精神機能の障害の有無 ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない者</small> ○雇用契約書の写し又は使用関係証書(法人の役員の場合は、誓約書)</p>
変更届	(1) 経営者の氏名(婚姻・社名変更等)又は住所 (2) 店舗の名称 (3) 店舗の構造設備の主要部分(貯蔵設備等)、店舗の同一ビル内同一階移転(オーダーの階層移転も含む) (4) 一般販売業からオーダー (5) オーダーから一般販売業 変更後30日以内に提出	<p>◎変更届 ○(1)法人の場合:添付書類不要 個人の場合:戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書 <small>※発行日から6ヶ月以内</small> <small>【個人経営者の住所を変更した場合は、添付書類不要】</small> (2)添付書類不要 (3)変更前後の内容がわかる図面、貯蔵設備概要図 (4)登録票原本 (5)平面図、保管庫の概要図、取扱責任者の設置に関する書類、登録票原本</p>
廃止届	廃止後30日以内に提出	<p>◎廃止届 ○登録票原本</p>